

## 東京リユーストレードセンター商品販売委託サービス利用規約

株式会社アプレ（以下、当社）が提供する東京リユーストレードセンター商品販売委託サービス（以下、当サービス）をご利用いただく場合には、東京リユーストレードセンター会員基本利用規約及び各サービス利用規約に加えて、東京リユーストレードセンター商品販売委託サービス利用規約が適用されます。

### 第1条 商品販売委託サービス利用資格

当サービスは東京リユーストレードセンターエグゼクティブ会員の方であればどなたでも利用できるサービスです、当サービスを利用するには東京リユーストレードセンターエグゼクティブ会員になっていただく必要があります。当社はサービス利用者から委託を受けた商品についてオークション及び当社店頭、展示会、出張販売、当社の指定する事業者の商品販売の再委託する方法で商品の販売を行います。

なお、未成年の方は本サービスをご利用できません。

### 第2条 販売委託の方法

当サービスの利用を希望される方は、東京リユーストレードセンターエグゼクティブ会員契約後、当社の指定の様式に従い商品の販売委託手続きを行っていただく必要があります。

### 第3条 本人確認等について

当サービスの利用に当たり、当社よりサービス利用者に対して、古物営業法の定めによりエグゼクティブ会員契約締結時以後、初回利用時まで、身分証明書等によるご本人確認をさせていただきます。サービス利用者は当社の指示に従い、取引毎に当社所定の方法により本人確認のための資料を当社に提供する義務を負います。また、売却代金のお振込みの金融機関口座名義は、利用者である会社名義または代表者様個人名義に限るものとします。

### 第4条 委託販売商品について

委託販売を行う商品のシミ・キズ・その他の欠陥・損傷等の瑕疵についてはサービス利用者が責任を負い当社は一切の責任を負わないものとします。また商品に瑕疵があることによって当社に損害が発生した場合、サービス利用者に対し損害賠償を請求できるものとします。また下記の場合は当社において委託販売サービスの利用をお受けできない場合があります。

- ・カビ、シミ、キズ等が発生しているもの
- ・全体もしくは機能の一部が壊れているもの、もしくは不調なもの
- ・当社の査定基準に照らして一部でもその基準を満たさないもの
- ・その他、当社担当者が取り扱いの困難さを考慮し、販売することが困難と判断したもの

下記に該当する場合は委託販売を受託できません。

- ・ 第三者の権利を侵害していると推定される商品（偽造品、盗難品等）
- ・ 法令により売買が禁止されている商品

## 第5条 委託販売の方法について

サービス利用者より委託を受けた商品につき商品の販売場所、販売方法は当社にて決定します。出品に際しては別途に規定する「商品に関する申し合わせ事項」に従い出品を行って頂きます。当社はオークション及び店頭、展示会、出張販売等での販売を行い、売却が行われた場合、その代金を回収しサービス利用者へ支払い、サービス利用者は当社に対し委託販売の手数料を支払うものとします。また委託商品について当社の指定する事業者へ商品販売の再委託を行うことができるものとします。

## 第6条 図録等

当社は委託販売のため必要がある場合、図録等を製作し、有償または無償供給することができるものとします。図録等の作成に要した費用についてはサービス利用者の負担を求めることがあります。

## 第7条 委託販売商品の引き渡しおよび出品点数について

商品の当社への引き渡し方法はご利用者が以下の2つの方法より選択をするものとします。

- (1) サービス利用者による当社への商品の持ち込み（対面取引）
- (2) サービス利用者による当社への宅配便等による送付（非対面取引）

また当社へのサービス利用者1会員あたりの販売委託取扱品目の出品点数はにつき制限はございません。ただし当社において取り扱い商品の在庫数が当社の保管能力をこえる場合などの理由により出品点数を制限させていただく場合がございます。商品の取扱品目の分類については当社査定時に当社の基準により判定します。

また商品と一緒に引き渡された各種付属品（当社が商品の価値に直接かかわらないと判断するもの）について、当社の判断により破棄した場合、サービス利用者はこれに異議を述べないものとします。ただし利用者の方が出品リストの付属品欄にご記入された場合で、当社が市場価値があると判断した付属品については当社の判断する評価額により保証を行います。

非対面取引での送付において、送料は利用者負担となります。また当社への商品到着時に商品が破損していた場合もしくは当社が販売困難と判断した商品は利用者の送料負担にて商品を返却いたします。なお、商品の破損などの原因がご利用者の責任によるものと考えられる場合は当社では商品破損の責任は負いかねます。TRTC補償のご利用により輸送中の商品の補償をご利用される場合は補償の対象となります。TRTC補償による補償は別途規定されているTRTC補

償の規定に従い当社の決定する買取価格を基準に補償されます。また一旦引き渡された商品を委託販売期間中に返却することは致しかねます。

## 第8条 最低販売価格の決定

商品の引き渡し後、当社はサービス利用者の出品リストの記載に基づき商品の査定を行い、サービス利用者にその結果を通知します、ただし一点当たりの商品の最低販売価格の下限は下記の表のとおりとし、査定を行う商品の査定額およびサービス利用者の希望する最低販売価格が下表の一点の商品の最低販売価格の下限を下回る場合、本サービスの利用は出来ません、また委託商品のお預かり期間中時価等の変動があった場合、当社より改めて査定の変更の通知をします。サービス利用者は当社からの連絡後、当社の5営業日以内に査定通知に対して同意もしくは異議の返答を行うものとします。サービス利用者が査定通知に同意しない場合、利用者の送料負担にて商品を返却致します。お預かり期間中の最低販売価格（税抜）は商品の査定をもとに決定し、当社での実際に販売する価格は最低販売価格以上の当社の判断による価格とし、これに消費税を加算した金額とします。商品の取扱品目の分類については当社査定時に当社の基準により判定します。

記

取扱品目	一点の商品の最低販売価格の下限
ジュエリー製品	5万円
ブランド製品	1万円
ブランド時計	3万円
ダイヤモンド	1万円

## 第9条 委託期間の決定及び委託販売期間終了および継続販売の委託

前条の査定結果または変更の通知と合わせて当社はサービス利用者の要望に基づき商品の委託期間を決定しサービス利用者に通知します。最低委託期間は1ヶ月間とし、委託期間は原則2ヶ月間とします。

当初の委託期間終了後の商品の継続販売の委託については委託期間終了日の当社5営業日前までにサービス利用者が出品商品の継続販売の委託の申し入れを行う必要があります。継続販売の委託の申し入れがあった場合、当社で改めて審査の上、サービス利用者へ継続販売の可否の通知を行います。当社が継続販売の受託を行った場合の委託販売期間は当初の委託期間終了日の翌日から1ヶ月間とします。

また当社は委託期間および継続販売委託期間終了後もサービス利用者から当社への第13条の返却の通知による指定日まで当社は委託商品の販売を行えるものとします。

委託期間または継続販売委託期間終了後、当社は当社の判断により商品の委託販売を終了することができ、当社の判断で委託販売を終了する場合、当社は利用者に対し第13条による委託販売の終了の手続きの選択の通知を行い、利用者は当社に対し同条の選択を行い5営業日以内に通知

する義務を負います。

また売却委託開始後に当社の判断により売却委託をお受けすることができないと判断する場合、当社は商品の委託販売を終了し、当社は利用者に対し第13条による委託販売の終了の手続きの選択の通知を行い、利用者は当社に対し同条の選択を行い5営業日以内に通知する義務を負います。

#### 第10条 売買の成立

顧客との売買契約が成立した場合、その月末締めにおいて、すみやかにサービス利用者に通知を送付、もしくはその他の方法により連絡いたします。

商品の所有権は、顧客との売買契約が成立した時点でご利用者から当社に移転するものとします。委託販売期間内に売買契約が成立しなかった商品において、サービス利用者の指定の返却方法による商品の受領が行われない場合は、当社の再度の返却の手続きに関わらずサービス利用者が受領しない場合、サービス利用者が所有権を放棄したものと見なし、所有権は当社に移転するものといたします。

また当該商品の処理方法については当社に一任されたものと見なし、サービス利用者は最終的な処理方法について異議を述べないものとします。

委託販売商品の売買契約成立後の商品の返却には応じかねます。

#### 第11条 利用手数料および販売促進費の支払い、必要経費の負担について

サービス利用者は東京リユーストレードセンターエグゼクティブ会員契約の規定に従い、そのサービス利用手数料及び販売促進費を規定される方法で指定の期日までに当社に支払わなければならないものとします。 利用手数料につきましては、下記の表のとおり金額を商品の取扱品目の分類に従い、委託商品が売却されるすべての場合に頂くことになります。また対象商品を購入される購入者が、当社と取引を行うプレミアム会員及びゴールド会員の方で商品を小売価格で購入される一般区分の会員の方である場合、利用手数料に加えて販売促進費をお支払い頂きます。販売促進費は、販売価格より当社が規定する必要経費を差し引いた金額である「粗利額」のうちから下記の表のとおり金額とします。また一般区分の購入者が代金の支払いにクレジットカードを利用する場合、委託販売利用者に必要な経費としてカード利用料をご負担いただきます。その他事情により販売に別途経費が発生する場合、ご案内の上、経費をご負担いただきます。利用手数料及び販売促進費には消費税がかかります。

商品の取扱品目の分類については当社査定時に当社の基準により判定します。

記

取扱品目	利用手数料	販売促進費
ジュエリー製品	販売価格の8%	粗利額の内30%
ブランド製品	販売価格の6%	粗利額の内30%
時計	販売価格の6%	粗利額の内30%
ダイヤモンド	販売価格の4%	粗利額の内30%

## 第12条 代金の支払いについて

当社は東京リユーストレードセンターエグゼクティブ会員契約の規定に従いその代金を規定される方法で指定の期日までにサービス利用者に支払わなければならないものとします。

## 第13条 販売不成立の商品

委託販売期間内および継続販売期間に販売できなかった商品のサービス利用者による商品の販売委託を終了する方法は次の4つとし、サービス利用者がいずれかを選択するものとします。

### (1)返却

サービス利用者の費用負担により商品を返却します。販売終了日の5営業日前までにお申し込みください。

### (2)買取

サービス利用者からの買取の申し込み時に 当社が改めて査定を行い、サービス利用者より当社が買取りをさせていただきます。

### (3)オークション出品

サービス利用者からオークション出品の申し出がある場合、改めて指値設定等のオークション出品の手続きを行い、オークションに出品させていただきます。

### (4)再委託

本規約第9条に従い、当初の委託期間終了後の商品の継続販売の委託する場合、委託期間終了日の当社5営業日前までにサービス利用者が出品商品の継続販売の委託の申し入れを行う必要があります。継続販売の委託の申し入れがあった場合、当社で改めて審査の上、サービス利用者へ継続販売の可否の通知を行います。当社が継続販売の受託を行った場合の委託販売期間は当初の委託期間終了日の翌日から1ヶ月間とします。

## 第14条 保管および保険費用

当社は商品の引き渡しを受けた後、委託販売成立による購入者への引き渡し、または委託販売の終了によるサービス利用者からの買取の申込みによる買取り若しくはサービス利用者の返却依頼による利用者指定の返却の手続き、を行うまでの保管および保険費用を負担します。サービス利用者に商品を返却する場合、サービス利用者が当社のTRTC補償を利用し且つTRTC補償の利用に必要な諸条件を満たした場合を除き、サービス利用者の指定の方法により当社が宅配便の発送等による返却手続きを行った時に当社の商品の保管及び管理の義務は終了し、以後の商品の保管および管理の責任はサービス利用者が負うものとします。

## **第15条 売買禁止物および盗品・遺失物の場合の扱い**

当社が委託販売商品の購入者に商品の引渡しをする以前に、商品が法律の定める売買禁止物であることが判明した場合、及び、商品が盗品・遺失物として真正な所有者と主張する者から返還請求があった場合、当社はサービス利用者に催告することなく委託販売を中止、解除することができるものとする、この場合、サービス利用者はこれに伴う損害賠償、その他一切の請求をすることはできません。

## **第16条 利用規約の変更について**

当社が必要と判断した場合には、お客様にあらかじめ通知することなくいつでも本利用規約を変更することができるものとします。

ただし、ご利用いただいているお客様に大きな影響を与える場合には、あらかじめ合理的な事前告知期間を設けるものとします。

## **第17条 準拠法、裁判管轄**

本利用規約の成立、効力発生、解釈にあたっては日本法を準拠法とします。

また、当社のサービスに起因または関連して当社とお客様との間で生じた紛争については東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## **第18条 利用規約の適用制限について**

本利用規約の規定がお客様との本利用規約に基づく契約に適用される関連法令に反するとされる場合、当該規定は、その限りにおいて、当該お客様との契約には適用されないものとします。ただし、この場合でも、本利用規約のほかの規定の効力には影響しないものとします。

## 商品に関する申し合わせ事項

### <購入について>

#### 【宝石】

##### ○値札について

1. 記載されている内容（金性、ブランド、石名、石目、サイズ、重量等）はすべて委託出品者保証となります。記載されていない内容は全て「見た目」にて判断をお願いいたします。
2. 含有率に関しては保証対象外となりますが、出品商品リストに「K18」等の金性記載があるものについては、出品者の含有率保証となります。

##### ○事後交渉

1. 購入後の鑑別・鑑定・珊瑚やパール等のサイズ計測等の結果が、値札の内容、付属の鑑別・鑑定書、計測数値等と相違した場合は事後交渉の対象となる場合があります。
2. 当トレードセンターが事後交渉の判断基準とする鑑別・鑑定機関は、CGL（中央宝石研究所）、GIA（米国宝石学会）、GRJ（ジェムリサーチジャパン株式会社）、GRS（ジェムリサーチスイスラボ）、の4社とします。ただし鑑別機関相互の鑑別、鑑定結果、及び同一の鑑別機関において鑑別、鑑定結果が異なった場合、出品当初の鑑別、鑑定結果を優先するものとします。
3. 購入後の鑑別・鑑定書やソーティング代金は購入者負担となります。ただし、鑑別・鑑定書やソーティングを取得した結果、値札と相違する結果が出た場合、その鑑別・鑑定書やソーティングについての費用は出品者負担となります。
4. 値札及び製品への刻印と実測の石目に相違がある場合、購入者が石目確認のため商品の枠を裁断・分解する事があります。その際、ルースと裁断・分解された枠でご返却となる場合があります。
5. ブランドジュエリーのロジウムメッキ処理、及び他社仕上げ、加工、サイズ調整等の理由にてメーカー修理が受けられない場合、事後交渉の対象となります。
6. 事後交渉期間は購入日から2週間以内といたします。
7. 真贋判定や修理、ソーティング取得等でメーカーからの回答が事後交渉期間内に出ない旨の連絡が入った場合、出品者へ確認の上、事後交渉期間を延長させていただきます。

#### 【時計】

##### ○値札について

1. 含有率に関しては保証対象外となりますが、値札に「K18」等の金性記載があるものについては、出品者の含有率保証となります。

2. 値札に記載されている「ブランド」は機械のみの「保証」となります。
3. 値札に記載されたロレックスの型番は出品者保証となります。
4. 記載されていない内容は全て「見た目」にて判断をお願いいたします。

#### ○事後交渉

1. 機械内部の番号が消されている場合、事後交渉の対象となります。
2. 購入後、機械不良が発見された場合、事後交渉の対象となります。
3. クォーツ時計の回路交換が必要とされる不良品は、事後交渉の対象となります。
4. 購入時に確認できる事項（外装の傷、リュース不良、クロノ不良、カレンダー不良、部品破損、文字盤汚れ、日差・精度不良）については、値札に記載がない場合でも事後交渉の対象外となります。
5. 事後交渉期間は商品購入日の翌日から2週間以内です。

#### 【バッグ・その他】

##### ○事後交渉

1. 購入時に確認できる事項（内外装の傷、ベタ、ヤケ、パーツ不良、付属品有無）については、値札に記載がない場合でも事後交渉の対象外となります。
2. 全て「見た目」での判断をお願いいたします。

#### 【共通】

1. 購入時の商品取扱いには十分注意していただくようお願いいたします。購入者の過失により故障、キズ、汚れが生じた場合、弁償をお願いする場合がございます。

### <委託販売による出品について>

#### 【宝石】

##### ○出品商品リストについて

1. 記載されている内容（金性、ブランド、石名、石目、サイズ、重量等）はすべて委託出品者保証となります。
2. 含有率に関しては保証対象外となりますが、出品商品リストに「K18」等の金性記載があるものについては、出品者の含有率保証となります。
3. ダイヤモンドや色石のソーティングは事前に取得していただいた後に出品をお願いいたします。ダイヤモンド（1個石）に限り、0.5ct以上はソーティング取得後の出品をお願いいたします。
4. ソーティング、鑑別、鑑定書の有無については、その旨を出品商品リストに記載をお願いいたします。



5. 出品商品はすべて重量をグラムにて計量し、出品商品リストに記載をお願いいたします。
6. 合成、模造、処理の情報は必ず出品商品リストに記載をお願いいたします。なお、出品商品リストへの記入漏れにて取引された場合には事後交渉の対象となります。

#### ○事後交渉

1. 商品はすべて出品商品リストの申告通りに値札を作成し、出品させていただきます。
2. 委託商品売却後の鑑別・鑑定・珊瑚やパール等のサイズ計測等の結果が、申告（出品商品リストの内容、付属の鑑別・鑑定書、計測数値等）と相違した場合は事後交渉の対象となる場合があります。
3. 当トレードセンターが事後交渉の判断基準とする鑑別・鑑定機関はCGL（中央宝石研究所）、GIA（米国宝石学会）、GRJ（ジェムリサーチジャパン株式会社）、GRS（ジェムリサーチスイスラボ）、の4社とします。ただし鑑定機関相互の鑑別、鑑定結果、及び同一の鑑定機関において鑑別、鑑定結果が異なった場合、出品当初の鑑別、鑑定結果を優先するものとします。
4. 委託商品売却後の鑑別・鑑定書やソーティング代金は購入者負担となります。ただし、鑑別・鑑定書やソーティングを取得した結果で申告と相違する結果が出た場合、その鑑別・鑑定書やソーティングについての費用は出品者負担となります。
5. 出品商品リスト及び製品への刻印と実測の石目に相違がある場合、購入者が石目確認のため商品の枠を裁断・分解する事があります。その際、ルースと裁断・分解された枠でご返却となる場合があります。
6. ブランドジュエリーのロジウムメッキ処理、及び他社仕上げ、加工、サイズ調整等の理由にてメーカー修理が受けられない場合、事後交渉の対象となります。
7. 事後交渉期間は委託商品売却日の翌日から2週間以内といたします。
8. 真贋判定や修理、ソーティング取得等でメーカーからの回答が交渉期間内に出ない旨の連絡が入った場合、出品者へ確認の上、事後交渉期間を延長いたします。
9. 箱や鑑別・鑑定書の等、付属品の有無については、その旨を出品商品リストに記載をお願いいたします。尚、出品リストに記載のないものは保障致しかねます。

#### 【時計】

1. 含有率に関しては保証対象外となりますが、出品商品リストに「K18」等の金性記載があるものについては、出品者の含有率保証となります。
2. 動作確認済みの正常品での出品をお願いいたします。
3. クォーツ時計は電池切れのないように出品をお願いいたします。商品出品時の検品以降、電池切れ等にて動作確認が取れなくなった場合、返品対応いたします。
4. 出品商品リストに記載されている「ブランド」は機械のみの保証となります。
5. 永久カレンダー等、特殊な機能を持つ商品については、あらかじめお知らせください。

6. ベゼルダイヤ、ブレスダイヤ等の宝石装飾部分について、純正保証をしない場合は必ずその旨を出品商品リストに記載してください。
7. 出品商品リストに記載いただくロレックスの型番は出品者保証となります。
8. 製造番号が消されている時計、または番号が書き換えられている時計については出品不可となります。また機械内部の番号が消されていた場合は事後交渉の対象となります。
9. 箱や保証書等、付属品の有無については、その旨を出品商品リストに記入をお願いいたします。保証書がある場合は、必ず型式や品番を確認してから出品をお願いいたします。尚、出品リストに記載のないものは保障致しかねます。
10. サランラップ等が巻いている商品については、検品・販売のためにそれらを剥がすことがあります。新品商品等で剥がせない場合、出品時にあらかじめお知らせください。

#### ○事後交渉

1. 委託商品売却後、機械不良が発見された場合は事後交渉の対象となります。
2. クォーツ時計の回路交換が必要とされる不良品は事後交渉の対象となります。
3. 「純正保証」の事後交渉期間は委託商品売却日の翌日から2週間以内です。
4. 真贋判定や修理等にてメーカーからの回答が交渉期間内に出ない旨の連絡が入った場合、出品者へ確認の上、事後交渉期間を延長させていただきます。

#### 【バッグ・その他】

##### ○出品商品リスト

1. 記載いただく内容に相違があった場合、事後交渉の対象となる可能性があります。
2. 付属品を記載していない場合、付属品に対する保証はいたしかねます。

#### 【共通】

1. 事後交渉の内容は、修理代金請求交渉、値引き交渉、返品交渉となります。
2. 委託預かり中の商品取り扱いには十分注意いたしますが、万一委託預かり中に生じたスリ傷等については補償いたしかねます。(ただし、時計の機械不良を発生させた場合は当トレードセンターにて補償いたします)
3. 精巧なイミテーション等、事後交渉期間内に判別出来ない重要案件に関しては、事後交渉期間後においても取引を無効とさせていただく場合もあります。